

令和元年11月19日

杉並区議会議長

井口 かつ子 様

議会改革特別委員会

委員長 大槻 城一

議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

記

1 令和元年9月30日

(1) 所管事項調査

ア 議会基本条例について

令和元年6月17日、7月9日、7月26日、8月28日に開催した「議会基本条例に関する部会」において検討した、今後の検討の進め方について、第1条～11条の条文及び解説文の検討内容について、委員長から報告を行った。

今後の検討の進め方については、今期から新しく検討に加わる委員もいることから、条例に対する認識、方向性を共有するために第1条から条文の確認作業を行い、必要に応じて修正を加えながら、併せて解説文の作成を行うこと、検討の進行状況をみながら前文作成に着手することを確認した。

条文及び解説文については検討内容の報告を受けた後、第1条～6条、8条については以下のとおり記載することを決定し、第7条、9条～11条については引き続き検討することとした。

第1条（目的）

議会基本条例と自治基本条例の関係性を明らかにする必要があることから、自治基本条例の規定を踏まえて議会基本条例を制定する、という内容の条文に修正した。解説文は、自治基本条例の規定のほかに、議会基本条例で議会、議員に関する基本的なルールを定め、区民と共有する旨を記載することとした。

第2条（他の条例等との関係）

「前条の目的を達成するため」という文言を追加して、自治基本条例が、整合を

図るべき条例の対象外であることをあらわす形に修正し、解説文は、議会基本条例が、議会等に関する他の条例の基本であることを記載することとした。

第3条（基本理念）

条文中「区民の代表者として選挙により選ばれた議員」の部分について、この表現で良いか疑義が残っているため、最終的な文章チェックが必要との結論になっている。解説文は、議会の役割、責任についての基本的な考え方をわかりやすい表現で記載することとした。

第4条（仮・議会の活動方針）

条文の細かな文章修正のほか、条の標題について検討した。当初の「基本方針」から変更する方向で検討したが、決定に至らず、ペンディングとしている。解説文は、第3条（基本理念）にのっとり議会が行う活動の基本的な方針として、議決権の適切な行使、説明責任等について、わかりやすい表現で記載することとした。

第5条（議員の活動方針）

条文は細かな文章修正を行い、解説文は、第3条（基本理念）の実現のための議員の活動方針として、品位の保持と政治倫理の向上、審議能力・政策立案能力の向上等について、わかりやすい表現で記載することとした。

第6条（議長の役割）

条文の修正はなく、解説文は、議会の秩序の保持と議事の整理等、議長の役割についてわかりやすい表現で記載することとした。

第8条（区民との関係）

条文の修正はなく、解説文は、議会が区民意見の把握に努めること、区民が議会活動に参加できる機会を持てるよう努めることを記載することとした。

また、今期における条例制定作業のスケジュールについて、前回委員会で決定に至らなかったため、委員長から修正スケジュール案の説明を行った。その結果、来年2月を目途に条文修正、前文及び解説文の作成を終え、政策法務担当のチェックを受けた後、全議員に案文を配付し、意見集約を行うこと、4月までに意見集約に基づく修正作業を終えることを決定した。